

令和2年6月3日

保護者様

大阪市教育委員会
大阪市立真田山小学校
校長 大澤 啓司

新型コロナウイルス感染症の予防について（出席停止の扱い等）

この間の臨時休校及び学校再開にあたって様々なご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対して、大阪市立学校園では、児童・生徒に対して感染症予防の指導を強化しております。

つきましては、「感染症予防に関する出席停止扱い」について、令和2年5月29日付けで改訂されました『学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（大阪市教育委員会）』により、以下の通り扱います。

保護者の皆様におかれましては、お子様の健康状態の把握ならびに感染症予防の指導について、よろしくご理解ご協力をお願い申しあげます。

記

1 日常の健康状態の把握

- お子様の毎朝の検温、健康状態をご確認いただくようお願いします。
- 健康観察表に、体温や体調の記入をお願いします。
- 健康観察表は毎日、登校園時に持参させてください。
- ご家族についても、毎日、健康状態を把握してください。

2 次の①～④の場合は、必ず学校へ連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。

いずれも**出席停止**として扱います。

① 児童本人に「発熱等かぜ症状」がみられる場合

「発熱等かぜ症状」とは

微熱（普段の体温より高い状態）・発熱（37.5度前後や平熱より1度程度以上高い場合等）以外に、咳・のどの痛み・鼻水・息苦しさ・だるさ・頭痛・下痢・嘔吐・匂い味がしない等、平常と異なる体調の場合は出席停止となりますので、家庭で休養してください。

また、症状が治った場合（発熱の場合は服薬なしで解熱した状態）でも、治った翌日・翌々日は家庭で休養してください。

② お子様の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

③ お子様の同居家族が濃厚接触者と認定された場合

④ 同居家族に下記「新型コロナ受診相談センター」に相談すべき症状がみられる場合

※今回新たに加わりました

3 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応

- 次のいずれかの症状がある方は「新型コロナ受診相談センター」（電話 06-6647-0641）にご相談ください。また、学校園へもご連絡ください。
 - ・かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）。基礎疾患等のある方は、これらの症状がある場合
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の強い症状がある
- 「新型コロナ受診相談センター」から受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。